

令和 5 年 6 月 17 日現在

機関番号：33918

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2022

課題番号：18K12984

研究課題名（和文）ひきこもりの若者を対象としたソーシャルワークにおける仮説モデル構築に関する研究

研究課題名（英文）Research on Constructing a Hypothetical Model for Social Work Targeting  
Hikikomori

研究代表者

安藤 佳珠子（ANDO, Kazuko）

日本福祉大学・社会福祉学部・講師

研究者番号：80804301

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、大きく分けて3つから成り立つ。ひとつ目は、ひきこもり支援に関する理論研究を、2000年以降のひきこもり支援に関する文献から整理をした。二つ目は、ひきこもりの当事者の家族を対象としたグループワークを実施し、ひきこもりの若者の家族のエンパワメントについて検討を行った。三つ目は、ひきこもり当事者、及びその若者の家族に対するインタビューを実施し、ひきこもりの若者とその家族がどのように支援を受け、その支援がいかに影響したか、さらにその過程でどのような変化があったのかを検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

ひきこもりの若者を含めた当事者は自身の状況を困りと感じる事が難しい一方、依存先も見つけにくい状況にある。また、現在の社会保障は十分に機能しておらず、その結果として若者の問題は複合化・長期化している。このため、ソーシャルワークは若者やその家族が自らの状況を理解し、必要な支援を求めるきっかけを作ること、そして若者個々の課題に取り組むことが求められる。本研究で実施したひきこもりの家族を対象としたグループワークでは、家族の変化への恐怖を共有し、変容への抵抗を克服しようとする動きが見られた。こうした点も含めて、家族のエンパワメントとして検討することが今後の課題である。

研究成果の概要（英文）：This research comprises three main parts. The first part involves a theoretical study on support for social recluses, with literature on this topic from 2000 onwards being examined and organized. The second part is an implementation of group work targeted at the families of Hikikomori, aiming to investigate the empowerment of these families. The third part involves interviews with Hikikomori and their families to examine how they receive support, how this support has influenced them, and what changes have occurred.

研究分野：Social Work

キーワード：ひきこもり ソーシャルワーク 若者

### 1. 研究開始当初の背景

ひきこもりの若者への支援は、当事者や家族への直接的な支援（マイクロ実践）や、居場所や中間就労等の場づくり（メゾ実践）、さらに社会保障を含む制度・政策の策定や改変を求める動き（マクロ実践）などが連動して展開されている。これはソーシャルワークが目指すマイクロメゾマクロが連関する実践と言える。しかし、ひきこもりの若者への支援は、ソーシャルワーク研究や心理学、精神医学、教育学など様々な研究領域が関連しているため、ソーシャルワークにおける支援モデルが、今まであまり明確にされてこなかった。そのため、各々のソーシャルワーカーが試行錯誤で実践している状況である。本研究では、ひきこもりの若者への支援を分析対象として、支援者とともに事例検討を行い、ストレングス視点に基づいた仮説モデルを提示することを目指す。この仮説モデルの明確化によって、ストレングス視点に基づく実践とその評価を検討することが可能となり、さらに改善することによって、ひきこもりの若者を対象としたソーシャルワークの効果的なモデルの開発や構築につながる。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、ひきこもりの若者を対象としたソーシャルワークの仮説モデルを、ストレングス視点に基づいて提示することにある。学術的独自性と創造性は、ストレングス視点に基づく分析を支援者と協働で行うことにある。現在、ひきこもりの若者への支援において、マイクロメゾマクロの実践が連動して展開している背景には、ストレングス視点があると考えられる。ストレングス視点は、個人の才能や能力にのみ焦点をあてるのではなく、環境にも焦点をあて、個人—集団—社会を変革していく力を生み出すためだ。ストレングス視点は、ソーシャルワークにおいて一般的に知られるようになり、実践にも影響を与えている。しかし、経験則的に用いられることが多く、ストレングスアセスメントなどを利用した実践が定着しているとは言いがたい状況にある。そのため、支援者と協働でストレングスに基づく分析を行うことによって、ストレングス視点の定着を図ることも目指す。

### 3. 研究の方法

本研究では、大きく3つの調査から成り立っている。詳細は以下の表のとおりである。

調査	調査目的	調査方法	調査対象者	調査人数	調査期間
1	ひきこもり支援に関する理論研究	文献調査	文献	—	2018年4月～2023年3月
2	ひきこもりの若者の家族のエンパワメントとソーシャルワーク過程を明らかにする。	参与観察	ひきこもり当事者の家族	毎回10名程度	2018年4月～2020年3月
3	ひきこもりの若者とその家族がどのように支援を受け、その支援がいかに影響したか、さらにその過程でどのような変化があったのかを明らかにする。	インタビュー調査	ひきこもり当事者、及びその若者の家族	14名	2022年9月～2023年1月

調査2は、助成期間終了までにインタビュー実施までは完了したが、現在分析中であるため、調査結果を報告することができない。そのため、本報告書では調査1の結果を報告する。

調査1では、ひきこもりの若者の家族に対するグループワークを実施し、家族のエンパワメントとソーシャルワーク過程について、参与観察を行った。グループワークは毎回90分程度であった。グループワークの参加者は、毎回10名程度であった。グループワークで話される内容は、家族が今困っていることや考えていること、ひきこもっている子どもの状況についてなどであった。調査期間は2018年4月～2020年3月であった。分析方法は、グループワークで話された内容に関するメモを参照し、グループでの実施内容を構成した。その上で、家族のエンパワメントに関する記述をピックアップし、ひきこもりの家族がエンパワメントする際の困難さや、必要な支援について検討をした。

調査2では、ひきこもりの若者とその家族がどのように支援を受け、その支援がいかに影響したか、さらにその過程でどのような変化があったのかを明らかにするために、半構造化面接形式のインタビュー調査を行った。インタビューは約120分で実施した。調査対象者はひきこもりの当事者1名、ひきこもりの家族13人の計14名であった。調査内容はICレコーダーに録音し、逐語録を作成した。インタビューの項目は、「ひきこもりの若者、その家族がなんらかの支援にかかわるまでの状況」「ひきこもりの若者、その家族がこれまでにかかわった支援」「支援過程におけるひきこもりの若者、その家族の変容」とした。調査期間は2022年9月から2023年1月であった。分析方法は、調査対象者ごとに作成した逐語録を精読し、ひきこもり当事者のライフストーリーを構成している。その上で、ひきこもりの当事者のこれまでの経緯と支援の関係性につ

いて、現在分析をおこなっている。

#### 4. 研究成果

##### (1) ひきこもり支援に関する理論研究

調査項目を検討する上での枠組み設定の際検討が必要となり、若者支援に関する理論を整理した。まず、宮本みち子の戦後型青年期モデルの成立について整理し、若者の従来の標準化された移行ルートがいかにか社会的につくられたのかを検討した。標準化された移行ルートを辿ることができない若者たちは、自分の人生の選択を自己責任ととらえてしまう傾向が強い。移行ルートを辿ることができない若者ほど人間関係が孤立化し、自分の人生経路を自己責任にしまいやすいためである。その背景には、若者たちの移行ルートの不安定化・個人化がある。その代表として、ひきこもりの若者があげられるが、内面化する生きづらさは、彼らの発達の過程—家族や学校、職場がいかにか彼らを包み、外界からの刺激からバリアーしてきたのか—によって生じるため、これまでにどのような人や社会と出会い、何を内面化してきているのかを明らかにすることが求められる。

また、ひきこもりの若者に対する支援において、アクセル・ホネットの承認論に基づき検討をした。アクセル・ホネットが示す承認とは、他者によって肯定的に認められるという経験のことである。承認論は、他者や社会との関係、社会性を重視し、そのなかで生きていくことを、人間として生きることである。ひきこもり支援、特に居場所においては、他者によって認められる経験が、いかにか若者たちの育ちと関連をもっているのか、そして、若者たちが育つ居場所がなぜ、社会に開かれた場として機能する必要があるのか、が重要である。ひきこもり支援を検討する際には、この2点を軸に検討する必要がある。

次に、ひきこもり当事者の変容を検討する際に、吉川(2001)がひきこもり支援において重視する「葛藤」を採用した。葛藤の構造を吉川(2001)は「こころの卵」の概念を用いて説明する。こころの発達の原動力は、欲求である。人は、こころに欲求がたまり、その欲求が外界にある規範とぶつかり、葛藤を起こすことによって、こころは発達する。こころは、胎児から育ち始めており、その基盤は欲求である。「こころの卵」の底には欲求がため込まれていく。底にたまった欲求は「こころの卵」の壁を突き上げていく。しかし、「規範(きまり、約束)」によって、欲求のままに行動ができなくなることを学ぶ。この規範は欲求によって取り込むことができるもので、欲求がこころにたまるほど、取り込むことができる。つまり、「こころの卵」の底にたまった欲求が、取り込んだ外界の規範との間で葛藤を繰り返すようになる。そして、この葛藤を通じて、こころは発達する。言い換えれば、葛藤の結果、欲求と規範との間に折り合いが付き、こころが発達する。欲求がたまるほど、取り入れることのできる規範も増え、「こころの卵」は大きくなる。

「こころの卵」では、葛藤を個人の内部で生じるこころの動きとして説明している。しかし、葛藤には他者の介入を必要とする。「こころの卵」における規範(約束事・決まり)を他者に置き換えると、人はこころに欲求がたまり、その欲求が他者とぶつかり、葛藤を起こすことによって、こころは発達すると言える。ひきこもりの若者は、他者とぶつかることによって、自分の中にあつた〈普通〉を相対化し、自分なりの他者や社会とのかかわりを見出すようになる。では、メンバーとかかわることや、他者とぶつかることとはどういうことなのか。畠中(2009)は、他者との関係性を生きるというのは、自己中心的な関係性でも、他者を受容するだけの関係性でもなく、他者を受容することに加えて、自分の気持ちや想いを伝えることによって成立すると指摘する。さらに、その関係性は、他者との誠実な向き合いを前提とする。他者との誠実な向き合いとは、お互いの違いを目の当たりにし、お互いの存在を信頼しながら、自分の気持ちや思いも他者に伝えることができるような他者とのかかわりを指す。この他者との誠実な向き合いを前提として、葛藤が生まれる。このような過程がひきこもり支援の中で、当事者にどのように育っているのかについて検討することが求められる。

また、ひきこもり支援を含めた若者へのソーシャルワークがどのような目的を持つべきかについて、「うまく困る」や「依存先を増やすこと」を手がかりに検討した。2000年以降、日本において支援が必要となる若者の増加の背景に労働市場の流動化があり、経済的自立が困難な若者が増加した。こうした若者たちに対して、現在の社会保障は十分に機能してきたとは言えない(樋口2021)。さらに若者の課題は教育・労働・福祉の領域に跨り、複合化・長期化している。制度や政策といった社会システムとしての対応も急がれるが、それだけでは複合化・長期化した課題に個別具体的に対応しきれない。若者支援の現場やそこで行われるソーシャルワークは、個別具体的な対応に取り組んできたが、それらは支援の手段(例:訪問支援、グループへの参加、就学・就労支援、家族支援など)を示すことがほとんどであり、それらが何に向かおうとしているのかを十分に説明してきたとは言えない。

「うまく困る」ことが難しいとは、多くの人が困るを感じるだろうという状況にもかかわらず、何らかの理由で困るを感じない状況を意味しており、その理由には疾患や障害といったものもあれば、環境の影響もある。「成人期への移行」が困難な若者の多くは、親と同居している。親との同居が若者たちの貧困化を防いでいる一方で、生活上の困りごとが親子関係や家庭の中に隠れてしまう(宮本2021)。こうした若者やその家族は、直面している状況に苦しみ、途方に暮れているのだが、それを支援が必要な状況としては認識しないため、「うまく困る」ことができない。こうした若者の多くは、「働く意欲がない」「人とかわるのが苦手/怖い」「仕事が長続

きしない」のは、自分の個人的な問題であって、誰かの手助けが必要であるとは思えないことも多い。また、その家族も自分たちの子育ての問題として捉えやすい。実際には、安定した就業機会を得ること自体が至難の技であるにもかかわらず、本人やその家族は自分たちの自助努力が足りないと認識してしまう。そのため、本人やその家族は、生活困窮者自立支援制度の対象者と同様に「うまく困る」ことが難しくなる。ここで注意したいのは、働いていないから、ひきこもっているから、昼夜逆転があるから、人とかかわるのが怖いから、仕事が長続きしないから、本人やその家族が困らないといけないわけではない。しかしながら、本人やその家族が自らの状況を客観的に捉え、必要な支援を希求していくことも必要である。そのため若者支援の現場やそこで行われるソーシャルワークは、いつでも相談できる場や関係づくり、若者の活動の場や休憩の場づくりなどの取り組みを通して、本人やその家族が自らの文脈で、置かれた状況を理解できるようなきっかけを準備する必要がある。

熊谷 (2020) は、「自立」に関する支援において「依存先を増やすこと」の必要性を指摘する。健常者と呼ばれる多くの人びとは、膨大なものに依存しているにもかかわらず、何も依存していないように感じる。彼らには、日常生活の中に膨大な依存先があり、それらを意識せずとも使うことができているためである。一方、障害者と呼ばれる人びとは、何かに頼らないと生きていけないと認識される。彼らには多くの場合、健常者と呼ばれる人びとに比べて、依存先が日常的に準備されているわけではないからだ。当事者が「自立」しているかどうかは、依存先がどれだけあるのかということに関係する。支援および、そこで行われるソーシャルワークにとって、当事者の「自立」を考えるにあたり、「依存先を増やすこと」は重要な視点である。日本では、学校を卒業し就職、結婚、子どもを産み育てることを標準とした「成人期への移行」を迎える者が多かった時代において、若者世代は多くの場合、経済的自立が約束されてきた。その時代において若者世代は、経済的自立を基盤として、自立した大人として認められるプロセスを辿ってきた。言い換えると、これまでの若者世代は多くの場合、就労を通し経済自立ができる場を依存先としてきた。現在、この依存先が、必ずしも若者たちに準備されているわけではなくなった。「成人期への移行」が困難な若者の増加は、依存先を見つけることが困難な若者の増加とも言える。また、依存先は一人ひとりにとって異なる。若者支援の現場や、そこで行われるソーシャルワークにおいて、若者たちの個別的課題への取り組みを通して、一人ひとりの「依存先を増やすこと」の実態をつくり発信していく中で、若者が自立した大人として認められるとはどのようなことであるかを問うことが求められる。

さらに、ひきこもり支援を検討するにあたって、ひきこもり当事者への暴力的介入についても検討する必要がある。2021年12月に、ひきこもり当事者を中心とした団体「暴力的『ひきこもり支援』施設問題を考える会」が「ひきこもり人権宣言」を発表した。この宣言は、引き出し屋の横行を契機に作成されたものであるが、その中身は当事者が社会や家族の加害性を問うものであり、当事者にとってのレジスタンスである。レジスタンスは、被害に対する抵抗であり、自らを被害者のポジションに位置付けることでもある。また、被害からの回復は、自らで認識した被害者としてのポジションを自らで脱することである。被害と加害が曖昧なままでは、当事者は被害者としてのポジションから抜け出すことはできない。この宣言が何を被害とし、何を加害としているのかを整理することで、当事者のレジスタンスが被害者性を脱却するための手がかり

表「ひきこもり人権宣言」に見る「被害(者)―加害(者)」

	被害(者)	加害(者)
1. 社会によって当事者はひきこもらされている。(宣言文の解説)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもること苦しんでいる人たち</li> <li>社会によってひきこもらされている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会</li> </ul>
2. 家族が抱えてきた問題をひきこもり当事者が背負っている。(宣言文の解説)	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族が抱えてきた問題をひきこもり当事者が背負っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族が抱えてきた問題</li> </ul>
3. 親子の支配―被支配の関係が、ひきこもり当事者の主体性を脅かし、対等な交渉・話し合いは困難である。(宣言文の解説)	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事者の主体性は脅かされ、対等な交渉・話し合いは困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>親子の力関係は、親のほうが強く、支配―被支配の関係が続く。</li> </ul>
4. 親も変わるから子どもも変わるという干渉めいた親の無自覚な支配性によって、ひきこもり当事者は安心してひきこもることができず、ひきこもり状態から抜け出すための力を蓄えることができない。(宣言文の解説)	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事者は安心してひきこもることができず、ひきこもり状態から抜け出すための力を蓄えることができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>親も変わるから子どもも変わるという干渉めいた親の無自覚な支配性</li> </ul>
5. ひきこもり当事者も親が変わるのを待つのは苦痛である。(宣言文の解説)	<ul style="list-style-type: none"> <li>親が子供の変化を待つのが難しいように、ひきこもり当事者も親が変わるのを待つのは苦痛である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変わらない親子関係</li> </ul>
6. 人や社会に頼ることを拒む自己責任論によって、ひきこもり当事者は、自己責任を取る形で、誰にも頼ることなく自分の力で困難に対処しようとした結果、ひきこもっている。(宣言文の解説)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもり当事者は、自己責任を取る形でひきこもっている。</li> <li>誰にも頼ることなく自分の力で困難に対処しようとした結果がひきこもること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人や社会に頼ることを拒む自己責任論</li> </ul>
7. 犯罪予備軍などの偏見や差別につながる TV 番組などのイメージ操作や、ニート対策である就労支援をあてがわれたことによって、ひきこもりの当事者は、基本的な自由と人権を経験することも、肯定する感覚を養う方法もなく放置された。(宣言文の解説)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもることを理由に、犯罪予備軍などの偏見や差別につながるイメージ操作を TV 番組などで広く行われた。</li> <li>年齢制限で社会復帰の道が閉ざされていたニート対策である就労支援をあてがわれた。</li> <li>ひきこもらざるを得なかった個人は基本的な自由と人権を経験することも、肯定する感覚を養う方法もなく放置された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪予備軍などの偏見や差別につながるイメージ操作をする TV 番組など</li> <li>年齢制限で社会復帰の道が閉ざされていたニート対策である就労支援</li> </ul>
8. 社会によるひきこもることの価値や生き方の否定によって、ひきこもり当事者は社会の批判を内面化し「自責・自罰に陥られ、ひきこもる」。 (宣言文の解説)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもり当事者は社会の批判を内面化し「悪いのは自分」という自責・自罰に陥られ、ひきこもりから抜け出せずに来た。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会によるひきこもることの価値や生き方の否定</li> </ul>
9. ひきこもり当事者の権利を擁護する仕組みがないため、家族と支援業者が契約を結ぶことによって、民間の支援業者は説得だけでひきこもり当事者を連れ出し、民間の支援業者は説得だけでひきこもり当事者を連れ出している。(宣言文の解説)	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間の支援業者は説得だけでひきこもり当事者を連れ出している。そのため、ひきこもり当事者の権利を擁護する仕組みがないことが問題となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族と支援業者が契約を結ぶ。</li> <li>民間の支援業者</li> <li>ひきこもり当事者の権利を擁護する仕組みがないこと</li> </ul>
10. 犯罪予備軍としてメディアを通して表現されたこともあったことや、年齢によって支援を受ける資格の制限がある。(第2条の解説)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもる人は、メディアを通して危険で存在が許されないかのように表現され、犯罪予備軍と伝えられたこともある。</li> <li>年齢による不平等な取り扱い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪予備軍としてメディアを通して表現されたこともある</li> <li>年齢によって支援を受ける資格の制限</li> </ul>
11. 生存に不可欠な支援の未整備のため、ひきこもる人と家族はともに高齢化し、経済的にも困窮している。(第4条の解説)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもる人と家族はともに高齢化し、経済的にも困窮している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生存に不可欠な支援の未整備</li> </ul>
12. 精神的苦痛を感じていることを表明することすら難しいひきこもり当事者に、長時間の説得や自宅への侵入を用いて同意が強要されている。(第6条の解説)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が精神的苦痛を感じていることを表明することすら難しい。ひきこもり支援における長時間の説得や自宅への侵入を用いて同意が強要されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相手を連れ出すための都合のいい手段としての説得</li> <li>長時間の説得や自宅への侵入を用いての同意の強要</li> </ul>
13. 社会や家族によってひきこもらされていると理解しないため、自らの加害性に気が付くことは難しく、ひきこもり当事者の加害性の方が強調される。(結語の解説)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもり当事者の加害性の方が、家庭内暴力や経済的負担などの形で分かりやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもることを個人の問題とし、社会や家族によってひきこもられていると理解しないのであれば、社会や家族は、ひきこもっている人々に対する加害性に気が付くことは難しい。</li> </ul>
14. ひきこもり当事者に対する蔑視・嫌悪感情が、当事者をより一層ひきこもらせる。(結語の解説)	<ul style="list-style-type: none"> <li>差別意識がひきこもる人々をより一層ひきこもらせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもる人々に対する蔑視・嫌悪感情が社会の人々に存在すること</li> </ul>
15. ひきこもり当事者は、自分の人生の責任を自ら引き受けられる主体ではなく、社会に対する責任を他から負わされる客体であったため、権利を主張することができなかった。(結語の解説)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもる人々は、語る主体ではなく、語られる客体であり、自分の人生の責任を自ら引き受けられる主体ではなく、社会に対する責任を他から負わされる客体だった。</li> <li>ひきこもる人々は、権利を主張することができなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもり当事者を客体とする社会からの抑圧</li> </ul>

を示すために、この人権宣言に出てくる内容を、「被害(者)／加害(者)」というカテゴリーで整理した。その上で、当事者から見える「被害(者)／加害(者)」を15点で示した(表)。さらに、この宣言にみるレジスタンスが被害者性を脱却するための手がかりを以下の5点で提示した。「①ひきこもり当事者の加害性を問うだけではなく、社会や家族は自らの加害性にも着目する」「②親と子の支配—被支配の力関係から抜け出す」「③誰かに頼ることができる『安全の確立』を目指す」「④家族の依頼による民間業者のひきこもり当事者の連れ出しをなくす」「⑤犯罪予備軍などの偏見や差別につながるTV番組などの放送自粛、ひきこもり当事者を守る制度を整備する」である。

この結果は、以下のとおり報告した。

- 安藤佳珠子(2023)『ひきこもり人権宣言』にみるレジスタンスは被害者性を脱却できるのか 日本福祉大学社会福祉論集(148), 61-74頁
- 安藤佳珠子(2023)「若者に対するソーシャルワークは何に向かおうとしているのか—『うまく困る』や『依存先を増やすこと』を手がかりに—」福祉研究(116), 80-83頁
- 安藤佳珠子(2022)「ひきこもりの若者に対するソーシャルワークを『葛藤』の概念を用いて説明することは可能か?」地域ケアリング 24(8), 102-105頁
- 安藤佳珠子(2019)「ひきこもりの若者の生きづらさに対するソーシャルワークの意義—不安定化・個人化する移行に焦点をあてて—」長崎国際大学論叢, 19, 125-136頁
- 安藤佳珠子(2019)「ひきこもりの若者の居場所におけるソーシャルワークの意義—承認論に基づいた検討—」長崎国際大学社会福祉学会学会誌, (15), 36-49頁

## (2) ひきこもりの若者をもつ家族グループに対する参与観察

ひきこもりの若者をもつ家族に対するグループワークを実施し、家族のエンパワメントとソーシャルワーク過程について、参与観察を行っている。家族は、子どもが現状に対して罪悪感をもっているが、自らの変容ではなく、子どもが変容することを望む。家族は、これまでの状況から、変容することへの恐れがあり、グループ内での関係性を変えること自体にも大きな抵抗をもつ。それに対して、ソーシャルワークは、グループに対して具体的な課題を課すことによって、グループのエンパワメントを促す。具体的には、家族がグループのなかで、変容することへの怖れを共有することで、自らの今を受け止めようとする発言がグループ内で頻りに確認できるようになった。さらに、ひきこもっている子どもの様子についても、客観的な状況を伝えることともに、その際の自らの思いも説明するといった場面も見られるようになった。ここから、ひきこもりの家族のグループにおいて、家族に具体的な課題を実施するなかで、家族自身の葛藤が生じ、その葛藤を取り扱うなかで、グループのメンバーが個々に自己の変容について気づき始めた。これを家族のエンパワメントとして捉えることが今後の課題である。

この結果は、以下のとおり報告した。

- 安藤佳珠子(2020)「第7章 精神保健領域でのソーシャルワーカーの立場から」細澤仁、上田勝久編『実践に学ぶ30分カウンセリング 多職種で考える短時間臨床』, p129-148, 日本評論社, 129-148頁

## (3) ひきこもり当事者と、その家族に対するインタビュー調査

調査結果は現在分析中であり、特に支援を通じてひきこもりの当事者やその家族がどのように変化したのか、また、その支援がどのように作用したのかに焦点を当てたインタビューを実施している。

## 参考文献

Honneth, Axel (1992) Kampf um Anerkennung: zur moralischen Grammatik sozialer Konflikte, Suhrkamp Verlag. (=2014, 山本啓・直江清隆訳『承認をめぐる闘争—社会的コンフリクトの道徳的文法』法政大学出版局.)

吉川武彦(2001)『〈引きこもり〉を考える 子育て論の視点から』日本放送出版協会ラップ

國分功一郎、熊谷晋一郎(2020)『〈責任〉の生成—中動態と当事者研究』新曜社

畠中宗一(2009)「関係性なかでの自立—情緒的自立のすすめ」『現代のエスプリ』No508、ぎょうせい、5-26

樋口明彦(2021)「家族扶養・正規雇用の相対化から見える若者への社会保障—横浜市における新型コロナ禍前後の取り組みを事例に」宮本 みち子、佐藤 洋作、宮本 太郎編著『アンダークラス化する若者たち生活保障をどう立て直すか』明石書店、p199-225

廣野俊輔(2021)「障害者と非障害者—すべての人が〈障害〉をもちうる事を前提とした仕組みの必要性」、椋野美智子編著『社会政策とソーシャルワークをつなぐ—生活困窮者自立支援制度から考える』ミネルヴァ書房、p23-45

宮本みち子(2004)『ポスト青年期と親子戦略—大人になる意味と形の変容』勁草書房

宮本みち子(2021)「若者問題とは何か?」宮本 みち子、佐藤 洋作、宮本 太郎『アンダークラス化する若者たち生活保障をどう立て直すか』明石書店、p. 28

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 4件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 安藤佳珠子	4. 巻 15
2. 論文標題 ひきこもりの若者の居場所におけるソーシャルワークの意義 承認論に基づいた検討	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 長崎国際大学社会福祉学会学会誌	6. 最初と最後の頁 1-10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 安藤佳珠子	4. 巻 19
2. 論文標題 ひきこもりの若者の生きづらさに対するソーシャルワークの意義 不安定化・個人化する移行に焦点をあてて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 長崎国際大学論叢	6. 最初と最後の頁 125-136
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 安藤佳珠子	4. 巻 148
2. 論文標題 「ひきこもり人権宣言」にみるレジスタンスは被害者性を脱却できるのか	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日本福祉大学社会福祉論集	6. 最初と最後の頁 61-74
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 安藤佳珠子	4. 巻 116
2. 論文標題 若者に対するソーシャルワークは何に向かおうとしているのか 「うまく困る」や「依存先を増やすこと」を手がかりに	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 福祉研究	6. 最初と最後の頁 80-83
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 安藤佳珠子	4. 巻 24(8)
2. 論文標題 ひきこもりの若者に対するソーシャルワークを「葛藤」の概念を用いて説明することは可能か？	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 地域ケアリング	6. 最初と最後の頁 102-105
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計11件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Kazuko ANDO
2. 発表標題 The practical issues and characteristics of Japanese hikikomori in globalization context
3. 学会等名 Another World is Possible - Radical Social Work Now (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 安藤佳珠子
2. 発表標題 ひきこもりの若者の葛藤する機会を保障するソーシャルワーク - ソーシャルワークにおける方法論の確立を目指して -
3. 学会等名 日本社会福祉学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 安藤佳珠子
2. 発表標題 ひきこもりの人たちの“願い”や“思い”と支援
3. 学会等名 長崎国際大学公開講座
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 安藤佳珠子
2. 発表標題 ひきこもり支援と家族
3. 学会等名 長崎県ひきこもり家族会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 安藤佳珠子
2. 発表標題 「ひきこもり人権宣言」にみるレジスタンスは被害者性を脱却できるのか
3. 学会等名 日本社会福祉学会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 安藤佳珠子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 216
3. 書名 「精神保健領域でのソーシャルワーカーの立場から」細澤仁、上田勝久編(2020)『実践に学ぶ30分カウンセリング 多職種で考える短時間臨床』p129-148	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関